

合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項第四号及び第十項第五号において「受信合算対象者」という。)とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この条及び次条第一項及び第三項において同じ。)及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者ハ 口に掲げる者の合算子法人等(当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。)

二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等(当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。)

ホ 会社以外の者(国及び外国政府を除く。)であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条及び次条第一項第四号において同じ。)の百分の五十を超える議決権(法第二十一条第四項前段に規定する議決権をいう。以下この条及び同号において同じ。)を有するもの(ロに掲げる者に該当するものを除く。)

ヘ 会社以外の者であつて、ロに掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの(ロに掲げる者に該当するものを除く。)

ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する法人等(当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。)

チ チに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等(当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。)

リ リに掲げる者(ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等はヘに掲げる者に該当する者に限る。(4)において同じ。)がその総株主に掲げる者に該当するもの(5)において同じ。)又はホ若しくて当該同一人自身次に掲げる会社(第六項において「合算会社」という。)又はホ若しくて当該同一人自身次に掲げる者(ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。(4)において同じ。)がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。)

当該同一人自身の子会社

(3) (2) (1) 当該同一人自身の子会社とする会社

(2) に掲げる会社の子会社(当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。)

(4) (当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社(同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者イ)当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社(ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する

一 他の会社(イに掲げる者に該当するものを除く。)前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

二 其の法人等の財務及び事業の方針を決定する機関(以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。)を支配している法人等として主務省令で定めるもの(連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの(第三号及び第六項において「受信者連結基準法人等」という。)に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。)がその意思決定機関を支配している他の法人等(以下この項において

「実質子法人等」という。)この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社(前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。)この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(前号に掲げる法人等を除く。)は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社(受信者連結基準法人等に限る。)の実質子法人等(前二号に掲げる法人等を除く。)第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等(受信者連結基準法人等に限る。)又はほの合算子法人等(前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。)が出资、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができる他の法人等(合算子法人等を除く。)として主務省令で定めるものをいう。

4 第一項第一号リ及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 法第二十四条第五項の規定は、第一項、第二項第一号ロに掲げる者は、これらの規定の適用については、第一項第一号リに掲げる者及び同項第二号ロに掲げる者は、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

6 それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 法第五十八条第一項本文の信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを含む。)として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として主務省令で定めるもの

二 債務の保証として主務省令で定めるもの

三 出資として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるものの類似のものとして主務省令で定めるもの

5 法第五十八条第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、同一人(同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第四号及び第十項において同じ。)に対する信用の供与等(同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)とし、法第五十八条第一項

6 本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五とする。

7 法第五十八条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者(以下この項及び次項において「債務者等」という。)であつて次号及び第三号の規定に該当するもの以外のものの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、農林中央金庫が当該債務者等に対する法第五十八条第一項本文に規定する信用供与等限度額(以下この項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業

その他の主務省令で定める国民経済上特に重要な事業を行つてゐる債務者等に対して、農林中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 法第八条に規定する組合その他の団体の発達を図るために必要な施設を行う債務者等(会員が主たる出資者となつてゐるもので主務省令で定めるものに限る。)に対して、農林中央金庫が

第五十二条の四十四第 一項第二号	第二条第十四項各号に規 定する	農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規 定する外国銀行代理業務に係る
第五十二条の四十四第 二項	第五十二条の四十五の二	農林中央金庫法第五十九条の七
銀行代理行為	外国銀行代理行為	

(準備金の範囲)

第十三条 法第六十条の準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十六条第一項の規定により積み立てられた準備金
 - 二 特別積立金その他の積立金及び剩余金のうち主務大臣の定めるもの
 - 三 貸倒引当金その他の引当金のうち主務大臣の定めるもの
- (募集農林債に関して定めなければならない事項)

第十四条 法第六十五条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農林債の総額

- 一 各農林債の金額

二 農林債の利率

- 一 農林債の方法及び期限

三 農林債の利回り

- 一 利息支払の方法及び期限

四 農林債の償還の方法及び期限

- 一 農林債を発行するときは、その旨

五 農林債の債権者が第三十五条の規定による請求をすることができないこととするときは、そ

- 一 の旨

六 農林債の債権者

- 一 各農林債の払込金額（各農林債と引換えに払い込む金額の額をいう。）若しくはその最低金

額又はこれら算定方法

- 一 額

九 農林債と引換えにする金銭の払込みの期日

- 一 一定の日までに農林債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、農林

債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

- 一 い。

十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」と

- 一 い。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨

十二 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(募集の振替口座の明示)

第十五条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債の引受けの申込みをする者は、

自己のために開設された当該農林債の振替を行うための口座（以下この条及び第十九条において

「振替口座」という。）を法第六十五条の二第二項の書面に記載し、又は法第六十五条の四の契約

を締結する際に振替口座を農林中央金庫に示さなければならぬ。

（割当金額等の通知期日）

第十六条 法第六十五条の三第二項の政令で定める期日は、第十四条第九号の期日とする。

第十七条 法第六十六条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売出期間

二 農林債の発行の価額

三 第十四条第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

四 次条に規定する事項

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(発行総額を農林債の総額とみなす場合)

第十八条 売出期間内に売出しの方法により発行した農林債の総額が前条の規定により公告した農

(売出しの場合の振替口座の明示)

は、その取得の際に、振替口座を農林中央金庫に示さなければならない。

（農林債の債券の発行時期）	第二十条 農林中央金庫は、農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債を発行した日以後遅滞なく、当該農林債に係る債券を発行しなければならない。
（農林債の債券の記載事項）	第二十一条 法第六十七條の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 農林中央金庫という名称	一 当該債券の番号
二 当該債券に係る農林債の金額	二 当該債券に係る農林債の金額
三 当該債券に係る農林債の金額	三 当該債券に係る農林債の金額
四 第十四条第三号から第七号までに掲げる事項その他農林債の内容を特定するものとして主務省令で定める事項（次条第一項第一号及び第二号において「種類」という。）	四 第十四条第三号から第七号までに掲げる事項その他農林債の内容を特定するものとして主務省令で定める事項（次条第一項第一号及び第二号において「種類」という。）
五 農林債の債券には、利札を付することができる。	五 農林債の債券には、利札を付することができる。

(農林債原簿の記載事項)

- 一 農林債の種類
- 二 各農林債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日
- 三 各農林債の総額及び各農林債の金額
- 四 農林債の債権者（無記名式の農林債の債券が発行されている農林債をいう。以下同じ。）の債権者を除く。）の氏名又は名称及び住所
- 五 前号の農林債の債権者が各農林債を取得した日
- 六 農林債の債券を発行したときは、農林債の債券の番号、発行の日、農林債の債券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の農林債の債券の数
- 七 前各号に掲げるものほか、主務省令で定める事項

- 一 農林債の債権者に対する通知又は催告
- 二 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債についての農林債原簿には、当該農林債について社債等振替法の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 三 前各号に掲げるものほか、主務省令で定める事項

- 一 農林債原簿に記載し、又は連絡先を農林中央金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先を農林中央金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先に通じてすれば足りる。
- 二 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 三 農林債が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、農林中央金庫が農林債の債権者に対してもする通知又は催告を受領する者一人を定め、農林中央金庫に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を農林債の債権者とみなして、前二項の規定を適用する。
- 四 前項の規定による共有者の通知がない場合には、農林中央金庫が農林債の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。
- 五 無記名農林債又は社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債の債権者に対してする通知又は催告は、定款の定めるところにより公告することをもつて代えることができる。（共同者による権利の行使）

(農林債の債券を発行する場合の農林債の譲渡)

第二十四条 農林債が二以上の者の共有に属するときは、共有者は当該農林債についての権利を行

使する者一人を定め、農林中央金庫に対し、その者の氏名又は名称を通知しなれば、当該農林

債についての権利を行使することができない。ただし、農林中央金庫が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

(農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債の譲渡は、当該農林債に係る債券を交

付しなければ、その効力を生じない。

(農林債の譲渡の対抗要件)

第二十六条 農林債の譲渡は、その農林債を取得した者の氏名又は名称及び住所を農林債原簿に記載し、又は記録しなければ、農林中央金庫その他の第三者に対抗することができない。

2 当該農林債について債券を発行する旨の定めがある場合における前項の規定の適用について
は、同項中「農林中央金庫その他の第三者」とあるのは「農林中央金庫」とする。

3 前二項の規定は、無記名農林債については、適用しない。
(権利の推定等)

第二十七条 農林債の債券の占有者は、当該債券に係る農林債についての権利を適法に有するものと推定する。

2 農林債の債券の交付を受けた者は、当該債券に係る農林債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(農林債の債権者の請求によらない農林債原簿記載事項の記載又は記録)

第二十八条 農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の農林債の債権者に係る農林債原簿記載事項(第二十二条第一項各号に掲げる事項をいう。次条第一項において同じ。)を農林債原簿に記載し、又は記録しなければならない。

1 農林債を取得した場合

2 農林中央金庫が有する農林債を処分した場合
前項の規定は、無記名農林債については、適用しない。

(農林債の債権者の請求による農林債原簿記載事項の記載又は記録)

第二十九条 農林債を農林中央金庫以外の者から取得した者(農林中央金庫を除く。)は、農林中央金庫に対し、当該農林債に係る農林債原簿記載事項を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして主務省令で定める場合を除き、その取得した農林債の債権者として農林債原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前二項の規定は、無記名農林債については、適用しない。

(農林債の債券を発行する場合の農林債の質入れ)

第三十条 農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債の質入者は、当該農林債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(農林債の質入れの対抗要件)

第三十一条 農林債の質入者は、その質権者の氏名又は名称及び住所を農林債原簿に記載し、又は記録しなければ、農林中央金庫その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の規定にかかわらず、農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債の質権者は、継続して当該農林債に係る債券を占有しなければ、その質権をもつて農林中央金庫その他の第三者に対抗することができない。
(質権に関する農林債原簿の記載等)

第三十二条 農林債に質権を設定した者は、農林中央金庫に対し、次に掲げる事項を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

1 質権の目的である農林債
2 前項の規定は、農林債に質権を設定した者には、適用しない。

(質権に関する農林債原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第三十三条 前条第一項各号に掲げる事項が農林債原簿に記載され、又は記録された質権者は、農林中央金庫に対し、当該質権者についての農林債原簿に記載され、若しくは記録された同項各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録(法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、代表理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、代表理事が主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
(信託財産に属する農林債についての対抗要件等)

第三十四条 農林債については、当該農林債が信託財産に属する旨を農林債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該農林債が信託財産に属することを農林中央金庫その他の第三者に対抗することができない。

2 第二十二条第一項第四号の農林債の債権者は、その有する農林債が信託財産に属するときは、農林中央金庫に対し、その旨を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 第二十二条第一項第四号の農林債の債権者は、当該各号の農林債の債権者に係る農林債が信託財産に属する旨を含む。」と、第二十八条第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨」とする。

4 前三项の規定は、農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債については、適用しない。
(記名式と無記名式との間の転換)

第三十五条 農林債の債券が発行されている農林債の債権者は、第十四条第七号に掲げる事項についての定めによりすることはできないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の農林債の債券を無記名式とすることができる。

3 農林債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における法第六十八条第二項の規定及び第二十八条第一項の規定の適用については、法第六十八条第二項中「記録された農林債原簿記載事項」とあるのは「記録された農林債原簿記載事項(当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。)」と、第二十八条第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨」とする。

4 前三项の規定は、農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債については、適用しない。
(記名式と無記名式との間の転換)

第三十六条 農林債の債券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

2 農林債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。
(利札が欠けている場合における農林債の償還)

第三十七条 農林中央金庫は、農林債の債券が発行されている農林債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される農林債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

2 前項の利札の持有人は、いつでも、農林中央金庫に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。
(適用除外)

第三十八条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債については、第二十二条第一項第四号及び第五号、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項並びに第三十四条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、農林中央金庫に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

3 第三十九条 この政令における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

2 この政令における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。
(信用秩序の維持を図るため特に必要な事由)

第四十条 法第八十二条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

1 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、農林中央金庫が預金及び定期積金(次号において「預金等」という。)の払戻しを停止するおそれがあること。

第五十二条の五十九の見出し	第五十二条の六十第一項	電磁的方法
（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する事項）		電磁的方法（同法第十一條第四項に規定する電磁的方法をいう。）
四 重要事項		
四十六条 法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。		
一 特定預金等契約に関する事項		
二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項		
イ 当該指標		
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由		
三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項		
（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約の相手方にに対する電磁的方法による提供の承諾等）		
四十七条 農林中央金庫代理業者は、法第九十五条の五において準用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に對し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。		
二 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に對し、法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。（特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読み替え）		
四十八条 法第九十五条の五の規定により金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価（手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に關して顧客が支払うべき対価をいう。）」と読み替えるものとする。（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定の申請）		
四十九条 法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員の氏名又は名称		
二 前項の申請書には、定款登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。		
一 名称		
二 事務所の所在地		
三 役員の氏名		
四 法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員の氏名又は名称		
二 前項の申請書には、定款登記事項証明書その他主務大臣に提出してしなければならない。		
一 名称		
（農林中央金庫電子決済等代行事業者等について銀行法を準用する場合の読み替え）		
五十一条 法第九十五条の五の十第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号本文及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合においては、同号文中「農林中央金庫法」とあるのは「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とある		

るの「認定業務（農林中央金庫法第九十五条の五の七に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替えるものとする。

(農林中央金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲)
第五十一条 法令第十九条の第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項
第一号ドの文を記載する法律は、次の二通りとする。

第一号水の政令で定める法律は
一 中小企業等協同組合法

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十七号）

(註定農林中央金庫電子汎用等行事業者協会に依る名稱の専用封筒の通称除外)
第五十二条 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第

二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

二一 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
水産業協同組合法第百四十四条の規定による認定

三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の

四 労働金庫法（昭和二十八年法律第一百三十七号）第八十九条の十の規定による認定

五　四
銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による

法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政
調定

令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

二一
農業協同組合法第九十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会
水産業協同組合法百第十五條に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済

四 労動金庫法第八十九条の十一に規定する認定労動金庫直子中央等代行事業者協会

五 四
半導金屬法第十九条の十一に規定する認定半導金屬電子決済等代行事業者協会
銀行法第二条第二十三項に規定する認定電子決済等代行事業者協会

六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済

(認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的等代行事業者協会

外利用の禁止の適用除外)

第五十三条 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第九十五条の五の二に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行

二項の政令で定められた種類に該当する認定農林水産業者等の登録を受ける。事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定農

林中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等（法第九十五条の五の十第一項において適用する銀行云々第二一二条第一項第一号に規定する支店等）といふ。

銀行法第五十二条の六十一の「十五第一項に規定する役員等をいう」以下この条において同じ)が該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務と

する。

農業協同組合法第十七条の五の六の認定 業務

同法第百一十二条の三の七に規定する業務

協同組合による金融事業に関する法律第六条の五 同法第六条の五の八に規定する業務

の七の認定

本條は同法第五十二条の二十一に規定する
銀行法第五十二条の六十一の十九の認定

業務

株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の

同法第六十条の二十二に規定する業務

認定

(外国法人等である農林中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読み替え)
第五十四条 外国法人又は外国に住所を有する個人である法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者(法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十二条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。)を含む。)に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法第九十五条の五 の十第一項において準用する 銀行法の規定	読み替える字句
第五十二条の六十一の三第一 項第一号	読み替えられ る字句
第五十二条の六十一の三第一 項第三号	読み替える字句
第五十二条の六十一の三第一 項第二号	読み替える字句
第五十二条の六十一の七第一 項第三号	読み替える字句
第五十二条の六十一の七第一 項第四号	読み替える字句
第五十二条の六十一の七第一 項第五号	読み替える字句
第五十二条の六十一の八第一 項第四号	読み替える字句
第五十二条の六十一の十七第 二項	読み替える字句
(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定) 第五十五条 法第九十五条の六第一項第二号及び第四号二並びに法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。 一 金融商品取引法第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定	読み替える字句

二 次条各号に掲げる指定
(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第五十六条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。
 一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定
 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定
 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定
 七 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
 八 長期信用銀行法第六十条の八第一項の規定による指定
 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
 十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
 十一 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十二条の三十九第一項の規定による指定
 十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
 十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
 十五 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九十九条第一項の規定による指定
 (指定紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読み替え)
第五十七条 法第九十五条の八第一項の規定により銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

附 則 (平成十四年三月二十日政令第三六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。
 (農林債券令の廃止)
第二条 農林債券令(大正十二年勅令第三百五十八号)は、廃止する。
 (罰則に関する経過措置)
附 則 (平成十四年三月二十日政令第三六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一六年一二月二八日政令第四二九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。
 (施行期日)
附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄
(この政令は、平成十七年十月一日から施行する。)
附 則 (平成一八年二月三日政令第一九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
 (施行期日)
附 則 (平成一八年三月二九日政令第八二号) 抄
(この政令は、平成十八年四月一日から施行する。)

(施行期日) 第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二六日政令第一七九号)

(施行期日) 第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

(農林中央金庫法施行令の一一部改正に伴う経過措置)

第二条 農林中央金庫が発行したこの政令の施行の際現に存する農林債券は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三百八十九条の規定による改正後の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の農林債とみなす。

2 前項の規定により農林債とみなされる農林債券についての証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）第十五条の規定による改正後の農林中央金庫法施行令第二十二条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「農林債の種類」とあるのは「第十四条第三号から第五号までに掲げる事項」とし、同項第二号中「種類」とあるのは「前号に掲げる事項」とする。

3 第一項の規定により農林債とみなされる農林債券についての債券の記載事項及び記名式債券の譲渡については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第一二三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十二条及び第三十五条から第四十六条までの規定は、公布の日から施行する。

(農林中央金庫法の一一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 改正法第十九条の規定による改正後の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号。以下この条において「新農林中央金庫法」という。）第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前において、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日ににおいて特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。（罰則の適用に関する経過措置）

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年一二月一四日政令第三六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

(農林中央金庫法施行令の一一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 既登録社債等については、第四十条の規定による改正前の農林中央金庫法施行令第六十三条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二〇年七月四日政令第二一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二九七号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月五日政令第三六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十一日）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年一月二三日政令第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附 則 (平成二一年一二月二八日政令第三〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定（同令第十九条の九号に係る部分に限る。）、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加える改正規定（同令第二十八条の四第九号に係る部分に限る。）及び同令第三十三条第一項第一号の改正規定（同令第二十九号に係る部分に限る。）、第七条中信用金庫法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定（同令第十九号に係る部分に限る。）、第九条中銀行法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定（同令第十三条の四第九号に係る部分に限る。）、第九条中銀行法施行令第十一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定（同令第六条の五の第二号に係る部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規定（同令第七条の二の二第九号に係る部分に限る。）、第十五条中貸金業法施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第四条の四第十三号に係る部分を除く。）、第十六条の規定、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定（同令第十五条第九号に係る部分に限る。）、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の六の次に五条を加える改正規定（同令第二十四条の九第九号に係る部分に限る。）、第二十一条中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定（同令第四十四条の九第十号に係る部分に限る。）、第二十三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定（同令第十九条の五第十号に係る部分に限る。）、第二十五条中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定（同令第十八条の五第十号に係る部分に限る。）並びに第二十八条中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第七条第十号に係る部分に限る。）改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

改正法第七条の規定による改正後の信 用金庫法（昭和二十六年法律第二百三 十八号）第八十五条の四第一項	改正法第七条の規定による改正 後信用金庫法第八十五条の四 第三項
改正法第八条の規定による改正後の長 期信用銀行法（昭和二十七年法律第百 八十七号）第十六条の八第一項	改正法第八条の規定による改正 後長期信用銀行法第十六条の 八第一項
改正法第九条の規定による改正後の労 働金庫法第八十九条の五第一項	改正法第九条の規定による改正 後労働金庫法第八十九条の五 第一項
改正法第十条の規定による改正後の銀 行法（昭和五十六年法律第五十九号） 第五十二条の六十二第一項	改正法第十条の規定による改正 後銀行法第五十二条の六十二 第一項
改正法第十二条の規定による改正後の 保険業法（平成七年法律第二百五号）第 三百八条の二第一項	改正法第十二条の規定による改正 後保険業法第三百八条の二 第一項
改正法第十三条の規定による改正後の 農林中央金庫法第九十五条の六第一項	改正法第十三条の規定による改正 後農林中央金庫法第九十五条 の六第一項
改正法第十四条の規定による改正後の 信託業法（平成十六年法律第二百五十四 号）第八十五条の二第一項	改正法第十四条の規定による改正 後信託業法第八十五条の二 第一項
改正法第十七条の規定による改正後の 証券取引法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律（平成十八年法律第六十六号）第 五十七条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされる同法第一条 の規定による廃止前の抵当証券業の規 制等に関する法律（昭和六十二年法律 第一百四号）第四十三条の二第二項	改正法第十七条の規定による改正 後証券取引法等の一部を改 正する法律の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律第五十 七条第二項の規定によりなおそ の効力を有するものとされる同 法第一条の規定による廃止前 の抵当証券業の規制等に関する法 律第四十三条の二第二項

(罰則の適用に関する経過措置)
第五条 この政令(附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年七月一九日政令第
九七号）
この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する

